件	名	愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例		
主	管 課	税務課		
根拠法令等		地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日公布、公布日施行)		

### 【改正の概要】

# 法人事業税

(1) 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

<u>外形標準課税対象法人</u>(資本金1億円超)の<u>法人事業税所得割について、標準税率を1.0%と</u>する。

	所得区分		
	000 工田切の入好	400 万円超	400 エ田いての入畑
	800 万円超の金額	800 万円以下の金額	400 万円以下の金額
現 行	1. 0%	0.7%	0.4%
改正案	改正案 1.0%		

# (2) ガス供給業に係る収入金額課税の見直し

<u>ガス供給業に係る法人事業税</u>のうち、ガス導管事業以外の事業で<u>ガス製造事業者が行うもの</u> (特定ガス供給業)に係る課税方式を見直し、収入割の一部を付加価値割及び資本割等に振り替 える。税率は以下のとおり。

(改正前) 収入割1.0% → (改正後) 収入割0.48%、付加価値割0.77%、資本割0.32%

 (改正前)
 (改正後)

 収入割
 収入割
 (改正後)

 収入割
 (政本割

特定ガス供給業を除く一般ガス供給業については、他の業種と同様の課税方式により課する。

## 不動産取得税

新築家屋の取得の日等に係る特例の適用期限の延長

家屋が新築されてから最初の使用又は譲渡が6か月以内になされなかった場合、新築から6か月を経過した日に取得があったものとみなされ、家屋の所有者を取得者とみなし課税する規定について、その期間を6か月から1年間に延長する規定の適用期限を2年延長(令和4年3月31日まで一令和6年3月31日まで)。

など

施 行 日 | 令和4年4月1日

### 【その他参考事項】